

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示  
結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)  
被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)  
土地改良区の役員の就任(農村整備課)  
土地改良区の役員の退任(〃)  
入会林野整備計画の適否の決定(林務課)  
保安林の指定予定(造林課)  
保安林の指定の解除予定(〃)
- ◇ 教委規則  
鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)
- ◇ 人委規則  
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告  
採石業務管理者試験の実施(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
山本 医 院	境港市外江町字西原灘三八〇四	昭和六十二年三月三十一日

### 鳥取県告示第三百四十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
益尾齒科医院	米子市道笑町一丁目一八	昭和六十二年三月三十一日

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 西村 長利 東伯郡関金町大字関金宿五一〇  
 昭和六十二年四月六日就任 任期昭和六十三年二月九日まで

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 丸山 一成 東伯郡東伯町大字下大江三二九

“ 松信 一壽 “ 大字法万八四〇

昭和六十二年四月一日退任

鳥取県告示第三百五十一号

八頭郡用瀬町大字鷹狩二四二一〇杉森入会林野整備組合長伊田泰治から申請のあつた杉森入会林野整備計画については、昭和六十二年三月六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

杉森入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年四月十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字方祖原・字唐戸（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として、伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字ユズノ木谷一〇五七の二、字馬洗場一〇五八の二、一〇五九の三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

教育委員会規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地域改善対策特別措置法（昭和五十七年法律第十六号）第一条」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第二条第一項」に改める。

第五条の表中「三万円」を「三万二千円」に、「五万二千円」を「五万五千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年四月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

分校	三級	三級	を	東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分
				東伯郡関金町大字野添三七一番地	南小学校笹野季節間

校 三級 に、「溝口小学校添谷分校」を「日光小学校添谷分校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のへき地手当等に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第

16回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和62年4月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2 時間30分

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和62年6月2日（火）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出のこと。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 5,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和62年4月27日（月）から同年5月16日（土）まで

6 その他

(1) 受験願書を提出した者には受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、土木事務所にお問い合わせること。